

第 31 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会  
会 議 録

開 会 平成16年 6月 7日(月)午後6時30分

閉 会 平成16年 6月 7日(月)午後7時15分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会



第31回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成16年 6月 7日(月)					
召集の場所	能美町農村環境改善センター 多目的ホール					
開会日時及び宣告	平成16年 6月 7日(月)午後6時30分	議長	平口 武			
会議録署名委員	竹本 公彦		中島 勝			
委 員  出席 36名 欠席 5名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中 孝博	
	副会長	曾根 薫		委員	西中 克弘	
	副会長	大津 克彦		委員	坪木 法子	
	副会長	松井 晃		委員	辻井 知明	
	委員	伊藤 富美雄		委員	松岡 則文	
	委員	山木 信勝		委員	小西 ヒフミ	
	委員	才野 久男		委員	丸上 達三	
	委員	竹本 公彦		委員	田中 達美	
	委員	前田 鎮夫		委員	沖 也寸志	
	委員	新家 毅		委員	久保田 正信	
	委員	上松 利枝		委員	濱野 博道	
	委員	橘 隆信		委員	竹田 徹男	
	委員	津田 紘吏		委員	丸石 正男	
	委員	新家 勇二		委員	重田 真澄	
	委員	加藤 隆光		委員	村上 浩司	
	委員	中島 勝		委員	青木 早苗	
	委員	薬師 登		委員	澤 裕幸	
	委員	西濱 英之		委員	上田 武弘	
	委員	丸新 マサエ		委員	林 岩雄	
	委員	木葉 登喜夫		委員	原田 繁一	
委員	川野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	高橋雅洋	/	オブザーバー	横山修三	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	毛利下隆男	
	顧問	安井裕典	/			
	顧問	沖井修	/			
合併協議会 事務局	事務局長	東谷寛明	班員	島津慎二		
	参事	横杉哲治	班員	福岡洋		
	事務局次長	宮尾茂	班員	仁城靖雄		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	平井和則	班員	道本忠介		
	班員	峰崎竜昌				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 顧問あいさつ
- 4 議題
  - ( 1 ) 協議事項
  - ( 2 ) 報告事項
  - ( 3 ) 会議録署名委員の指名
  - ( 4 ) その他
- 5 閉 会

## 会議の経過

土手班長	<p>皆様方には夜分又お忙しい中、本日の会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第31回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり平口合併協議会会長がごあいさつを申し上げます。</p>
平口会長	<p>皆さんこんばんは。お久しぶりでございます。本日もご多用のところこうしてお集まりをいただきまして、厚くお礼を申し上げます。今回の会議は、合併の準備として、市章について合併までに募集を行ってはどうかということで、このように皆様方にお集まりいただいたたしいでございます。どうか熱心なご論議をいただければありがたいと存じます。大変簡単ではございますが、一言申し上げまして開会のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。</p>
土手班長	<p>なお、本日の会議には在任委員41名中、出席者は36名、欠席者は5名でございます。よって、協議会規約第10条第1項の規定により、委員の2分の1以上の出席があり、会議成立の定足数に達しておりますことを、ご報告させていただきます。</p> <p>なお、協議に入らせていただく前に、この度、能美町で自治会代表の改選がありまして、新委員として薬師登様をご就任されましたので、この場でご紹介をさせていただきます。薬師様申し訳ありませんが、その場でご起立くださいますよう、よろしく願いいたします。</p>
薬師委員	<p>薬師です。よろしくお願いいたします。</p>
土手班長	<p>ありがとうございます。それでは、協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事・進行は平口会長にお願いいたします。</p>
平口会長	<p>では、恒例に従いまして、議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第71号「平成15年度江田島町・能美町・</p>

<p>東 谷 局 長</p>	<p>沖美町・大柿町合併協議会決算の認定について」をお諮りします。事務局より説明させます。</p> <p>協議第71号「平成15年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会決算の認定について」をご説明をいたします。</p> <p>江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会財務規程第8条第1項に「会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。」と規定されており、平成15年度決算認定について本協議会にお諮りさせていただきます。</p> <p>資料の3頁をご覧ください。まず、歳入からご説明いたします。(2款)繰越金につきましては、平成14年度決算による繰越金18,639,529円となっています。(3款)諸収入の収入済額230円は預金利子でございます。以上、収入につきましては、総額18,639,759円でございます。</p> <p>次に、歳出の説明をいたしますので、4頁をお開きください。(1款、1項、1目)の合併推進会議費1,478,289円につきましては、合併協議会委員さんへの報酬が主な支出となっています。(2項、1目)の事務費6,916,043円につきましては、事務局職員の管理職手当、時間外手当、旅費と臨時職員の賃金、事務用のパソコンや複写機のリース料などが主な支出となっています。次に、5頁をご覧ください。(2款、1項、1目)の合併準備費8,139,065円につきましては、住民アンケート投票に係る経費及び広報誌及びホームページ制作業務委託料の支出となっています。以上、支出につきましては、総額16,533,397円でございます。以上により、歳入歳出差引残額は2,106,362円となりました。なお、この剰余金につきましては、次年度(平成16年度)へ繰り越すものとさせていただきます。平成16年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算につきましては、平成16年3月5日開催の第26回合併協議会でご報告させていただいております。</p> <p>以上で、協議第71号「平成15年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会決算の認定について」のご説明を終わります。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>引き続きまして、決算監査をお願いいたしました大柿町の濱野監査委員さんにご出席いただいておりますので、濱野監査委員さんから監査報告をしていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。</p>

濱野 監査委員	<p>監査委員の濱野でございます。決算審査の結果について、ご報告申し上げます。平成16年5月26日に扇谷委員と私で審査を行いました。会長から提出されました歳入歳出決算書について、予算の執行が適法かつ効率的になされているか等に主眼をおき、審査を実施いたしました。正確であり、公正、妥当な経営基準でなされており、正当なものと認定いたしましたのでご報告申し上げます。以上でございます。</p>
平口 会長	<p>ありがとうございます。濱野監査委員さんにおかれましては、ご多用中、大変ご苦勞をおかけいたしました。ありがとうございます。</p> <p>本件につきまして、皆さんの方から、ご質疑、ご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。</p>
< 委員 >	<p>ありません。</p>
平口 会長	<p>ご発言がないようでございますが、それでは「平成15年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会決算の認定について」ご承認いただける方の挙手をお願いいたしますと存じます。</p>
< 委員 >	<p>(挙手)</p>
平口 会長	<p>挙手全員でございます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議第71号「平成15年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会決算の認定について」は、ご認定いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次に、報告第31号「江田島市の市章募集及び選考方法について」をご報告いたします。事務局から説明させます。</p> <p>審議中でございますが、只今、県議会議員の河原先生がお見えになりましたので、審議を中断いたしましてご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
河原 顧問	<p>大切な協議が始まろうとしていますが、今日も音戸大橋が大変混みまして遅参をしてすみませんでした。お久しぶりでございます。</p> <p>今日の中国新聞をご覧いただいたと思いますが、このたび、合併特例法関係の法律が新たに制定されました。それに伴いま</p>



す全国の状況が極めて簡単に報告をされておりましたが、読みますと、この6月のつい先日であります、6月1日で全国に約3,100の地方自治体、少し減りまして、3,100ある訳です。その内の6割が皆様方のような協議会を持っているのだそうではありますが、その6割がうまく来年の3月までに協議が整いますと、全国で1,800ぐらいの自治体になる訳でございますが、様々な問題を抱えておりますから、だいたい2,000位、当初の平成大合併の計画が、3分の1の1,000でございましたが、2,000位に来年の3月で落ち着くのではないだろうか、こういう記事が出ておりました。そこで、我が広島県でございますが、前にも触れましたように86の市町村の内、大変良い形で協議会が進んでおまして、今日の状況を県の方で調べてみますと順調にいて27か28市町。30を切ることはないだろうと、約30弱の自治体に来年の3月に再編されるという状況でございます。そういう中で、これも地元でございますから、ご承知をいただきますように、佐伯郡は8つの町村が既に合併をしたところもありますし、今、協議中のところもございます。様々な過程を経ている訳ではありますが、それぞれ編入なり対等合併なりして佐伯郡として残る町は、恐らく無くなるのではないだろうか、一方、安芸郡でございますけれども、安芸郡はこれもご承知いただきますように、島嶼部が5町でございます。下蒲刈町が呉市になりまして、あと3町が、この3月に呉市に編入されますから、残りまして新生江田島市、そして陸地部は押しなべて4町がもたもたしておまして、海田町、府中町が住民投票でございます。そして熊野町と坂町は、今、研究段階と残念ながら広島県で一番議論が遅れているところでございますが、いずれにいたしましても、そういう中で、私は、郡の境を越えて、そして他の安芸郡や佐伯郡の各町それぞれご苦労が多かった訳でございますが、編入合併という形ではなく、まさに4町の町が対等に郡を越えて、時間をかけて、そして江田島市が誕生する訳でございますから、感慨入のものが、皆様方もあろうと拝察をいたします。これからであります。プランができた訳でありますから、これから実行でありますから、どうぞひとつ格別のご精進、ご努力を賜りますように会長様を始め皆様方に心からご期待を申し上げます。一言ご挨拶をさせていただきました。どうも、ご苦労様でございます。ありがとうございました。

平 口 会 長

どうもありがとうございました。

<p>東 谷 局 長</p>	<p>では、続きまして報告事項に入らせていただきます。事務局から説明してください。</p> <p>それでは、報告第3 1号「江田島市の市章募集及び選考方法について」をご説明いたします。</p> <p>まず(1)といたしまして、別紙1「新市の慣行の取扱い」で、「市章、市旗は、新市において新たに定める。」ことになっていますが、江田島市誕生を内外に広くアピールし、市民の一体感の早期醸成を図るため、合併の日から江田島市のシンボルマークが使用できるように、合併前に市章の選考作業を行うという考えでございます。(2)として、江田島市の市章を、別紙2「江田島市市章募集要項」により、広く公募を行うものです。(3)ですが、江田島市の市章候補を選考するため、別紙3「江田島市市章候補選考小委員会設置要綱」により、小委員会を設置いたします。(4)として、江田島市の市章は、小委員会において、別紙4「江田島市市章候補選考要領」により、応募された作品の中から候補5点を選考します。合併協議会は、小委員会からの報告をもとに協議し決定する。ということでございます。</p> <p>それでは、1枚お開きいただきまして、別紙1をご覧ください。「新市の慣行の取扱い」で「市章、市旗等については、新市において新たに定める。」ということを確認されています。合併した市町村の例によりますと、新市発足時には、市の旗、マークを決めてないという状況で合併をしているところもございます。一方では、事前に準備をしておきまして、新市発足の開庁式などにおいて新しい市章を掲げ、開庁式を迎えるというところがございます。最近の合併の例によりますと、ほとんどの団体が後者を選択しておりまして、合併までに準備をしているという状況でございます。そこで、江田島市も合併までに市章を準備いたしまして、新市誕生となる11月1日に市長職務執行者が専決によって、この市章を決定し、当日から使っていくという方法をとるということでございます。</p> <p>次の頁をお開きください。別紙2をお開きください。募集要項でございます。募集をする市章でございますが、「第2条 募集する市章は次のとおりとする。」ということで、まず最初に、江田島市の将来像である「自然との共生・都市との交流による海生交流都市」にふさわしい市章であること。2番目に市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。3番目に用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーション、グラ</p>
----------------	---

レーションとは、だんだん色が薄くなったり濃くなったりするという技術方法でございますが、これは不可でございます。4番目に他の市町村章や商標等と類似しないものであること。5番目に単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。これはバッジ等の場合は、だいたい2色になりますので、そういった使い方をする場合を考えてのことでございます。6番目に自作の未発表作品であること。次に、「第3条 応募の方法」でございますが、応募の資格は問いません。また、応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用して、用紙1枚につき1作品とし、同一人の応募は1点限りとします。応募に当たっては、デザインの趣旨、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別及び電話番号を用紙に記載することとします。応募は、持参又は封書による郵便としております。応募先は合併協議会事務局でございます。

次の頁をお開きください。「第4条 募集期間」は7月1日から8月15日で、郵便での応募の場合は、締め切り当日の消印が有効です。「第5条 市章の選定」ですが、まず、市章候補選考小委員会において、応募された作品の中から候補5点を選考し、これをもとに本協議会で協議し決定するということとしております。次に「第7条 賞金」でございますが、最優秀賞として採用作品1点30万円、優秀賞として候補作品4点以内ですが、賞金各5万円を贈呈いたします。「第8条 著作権等」につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。

次の頁をお開きください。別紙3の「市章候補選考小委員会設置要綱」でございます。この小委員会ですが、「第2条 目的」で、これは江田島市の市章候補の選考、その他選考に関し、小委員会の運営上必要な事項を扱います。委員構成でございますが、第3条で協議会規約第8条第3号に定める委員、いわゆる民間委員でございます。それぞれ各町の商工会代表、自治会代表、PTA代表、女性会代表、青年代表の計5名、4町で合計20名ということで、次の頁に表にして掲げております。この20名の委員さんによって、市章候補を5点まで絞り込んでいただくことにしております。第4条以下につきましては、通常の委員会等の規定でございますので、ご説明は省略させていただきます。

次の頁をお開きください。別紙4の「選考要領」でございます。1の選考基準は先ほどご説明いたしましたように、2の選考方法は、小委員会で候補5点を選考し、協議会へ報告し協議会で協議・決定するという手順になっております。最後の頁で

	<p>すが、「江田島市の市章公募及び選考スケジュール」でございます。まず最初に本日の協議会でございます。本日報告させていただきますまして、次に小委員会を開催します。そして7月1日から8月15日にかけて全国公募いたします。PR方法は、江能4町内は応募用紙を刷り込んだ募集チラシやポスター、広報紙など、町外は協議会のホームページやこうした公募を専門に取り扱う雑誌等への掲載などを予定しております。そういったものを使いまして広く全国に公募をするということになります。応募作品は取りまとめて、8月下旬に小委員会で選考作業をしていただき、候補5点まで絞り込んでいきます。そして9月上旬に小委員会の報告をもとに、合併協議会で協議して決めていただくというスケジュールでございます。</p> <p>以上で「江田島市の市章募集及び選考方法について」のご説明を終わります。</p>
平口会長	<p>以上でございますので、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>沖美町の辻井でございます。全く基本的なことをお教えいただきたいのですが、13年の5月、第2回の協議会で確認している事項でございます。その時に「新市において新たに定める。」として確認をしている訳です。それが、この前の5月12日に調印し各町の議会へ提案されて、それが議決されて、今、県へいっているのだらうと思います。その調印、議決した事項とは変わってくるのですが、ここらあたりは、どのような考え方になるのでございましょうか。</p>
東谷局長	<p>結論から申しますと、これで制定ができることとなります。先ほど私がお説明いたしました、11月1日に市長職務執行者が専決によってこの市章を決定するということでございます。それまでに準備をしておくというものでございます。</p>
平口会長	<p>はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>それは、11月1日には掲げるということですので、11月1日に専決される。そこらあたりはテクニックの問題であろうと思いますけれど、私が今、尋ねたのは協議会で確認して、それを4町長さんが調印をされて、そして立会人が調印して、そ</p>

	<p>れをもって4町の議会へ5月13日に提案されて、恐らく議決になっているのだろーと思ひます。今、県知事の方へ提出されている。それが6月の県議会へ提案されるのだろーと思ひます。それが、先ほど言ひましたように、ここにも書いてあるのですが、「新市において決める」ということがあるのです。そういう確認をし、そういう調印をし、そういう議決をしてきて、今になって、そこらあたりは無視して協議会で決めていく、というのはどういうことになるのか、そこらを聞きたかつた訳です。決めることが悪いことではないのですが、そこらをどのようにお考えになった上で、これを提案されているのか、お聞かせ願ひたい。</p>
宮 尾 次 長	<p>それでは、もう一度、ご説明をいたします。確認事項でございますけれど、市章、市旗、そういったものを「新市において新たに定める。」ということで確認がされております。只今から合併協議会、合併前に行う作業というのは、その準備でありまして、決定は11月1日、新市になって新市において定めるということになります。今から始めるのは、市章を定めるための準備であります。</p>
辻 井 委 員	<p>そういう理屈が通れば良いのですけれども、そうすると43項目確認いたしました、その中に十数項目、新市において決定するとか調整するとかというものがあるのです。そこらあたりも、今の協議会の中で、方向付けをしておくというものがあるのか、ないのか、市章だけなのか、市章をやるとすれば市民憲章あたりまで、やっておいても良いのではないかという気もいたしますし、旗とか木とか花とかは、後からでも良いと思うのですが、もし市章がどうしても開庁時に必要なのだとすれば、内外へ対するアピールだという理由がつけてありますけれども、内外もそうですが、内の方の市民憲章、市民がいかに新しい江田島市の市民として考えるべきか、そういう精神を持つべきかということも非常に大事なことはないかと思うのですが、そこらのご見解を承ればと思ひます。</p>
宮 尾 次 長	<p>只今のご質問ですけれども、「新市の慣行の取扱い」ということで、只今、ご質問にありました市民憲章でありますとか、市の木、市の花、あるいは鳥、歌といったものがございます。この中でも、とりわけ市章、マークはシンボルであります。旗となつて掲げるもの、目に見えるものでありますので、非常に</p>

<p>辻 井 委 員</p>	<p>新市として、アピールする度合いの高いものというように考えております。合併前に、この選定の準備作業をすることによりまして、江田島市というものを全国により強烈にアピールすることができる、そういった兼ね合いもありまして、今、合併前の段階で選考していただきたいということでございます。</p> <p>第2回の合併協議会の説明には、「市章、市旗、市民憲章、市木、市花などは、新しい市の誕生により、住民の皆さんが、新しい市への期待や思い入れを込めて制定することが望ましいと思われる。このようなことから、市章とか市旗などは、新市において新たに定める。」という説明だった。それで、皆が承認し確認された訳です。今度は、内外に対すると、当然、内外に対する面もなければいけません、主として、内と言えば市民で良いと思いますが、外へ対すると、文言が大分変わってきているのですが、そこらは、第2回の議事録を見たら分かります。事務局長さんが議長に代わってご説明をされた内容です。そういうこともあるので、そこらを聞かせていただきたい。反対ではないのです。10何項目あるものを早くどんどんやっておいても良い訳ですから、そこまでいかないから、今のシンボルである市章をまず考えておいて、11月1日に専決処分で決定して、それを掲げようとするのは、やぶさかではない訳ですが、今までの経緯から今回このようになったこと、今の確認が調印されて、4町の議会へかけられて県へ提出されているこの文言が、文言はいつでもよいのだという規定があるのかどうか、それはないと思います。そこらを整理した上で、委員も、はいはいではどうしようもない訳ですから、そこらを聞かせていただきたい。</p>
<p>宮 尾 次 長</p>	<p>今、一度事務局から申し上げます。確認事項の文言に対しては忠実に履行しようとしております。何度も申し上げるようになりますけれど、「新市において新たに定める。」というこの文言に対して何らおかしいところはございません。新市において定めようとしております。新市において定めるための準備を事前に行っておくということをご説明申し上げます。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>以上でございますので、質問を打ち切りたいと存じます。ご異議はございませんか。</p>
<p>&lt; 委 員 &gt;</p>	<p>異議なし。</p>

平口会長	<p>それでは、本件につきましては、ご了解いただきたいと存じます。市章募集作業を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、次第「(3)会議録署名委員の指名」につきましては、従来と同様に、学識経験者の委員の中から、順番に決めさせていただきます。今回は、江田島町の竹本公彦委員と能美町の中島勝委員に会議録署名人をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>その他、何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと存じます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
丸上委員	<p>沖美町の丸上です。2点ほど主に事務局に確認をさせていただきます。1点目ですが、別紙1(1)の市章と市旗になっております。この2つの下にアンダーラインがあります。これ以外は全部、市章だけになっております。市章イコール市旗、イコールでないと思います。市章を選ぶことと市旗を選ぶことは若干の違いが出てくると思います。特に色彩感覚で、市章にしてみれば大抵が1色か2色ということだろうと思います。市旗については、色の多様性があっても良いのではないかと、例えば、そういった選考に当たっての違いが当然あると思うのですが、この度、選考するのは市章だけなのか、イコール市旗も含んでなのかどうか、この点を確認しておきたいと思います。それともう1点、最後の別紙4の一番下から5行目になります。コンサルの意見を参考にしますというのがあるのですが、コンサルというのは、どういう方を予定されているのか、どういう助言、権限でコンサルされるのか、この点を確認しておきたいと思います。</p>
東谷局長	<p>市章と市旗でございますが、これは同じものございます。旗なのか市章かということだけで、マークは同じ形になります。それからコンサルでございますが、今から選考に入っていきます。</p>
平口会長	<p>はい、どうぞ。</p>
丸上委員	<p>今、事務局の方は市章と市旗は全くイコールだというようなお答えでした。そういうことでしたら、別紙1のそのとおりで、</p>

	<p>それ以後の頁に関して、例えば、別紙 2 の「江田島市市章募集要項」というところは「市章及び市旗」の方が正確なのではないでしょうか。選考に当たっても市章と市旗を選ぶという方が正確なのではないでしょうか。</p>
宮 尾 次 長	<p>若干、補足説明をさせていただきます。先ほど市章と市旗、イコールということで申し上げたのですけれども、どちらが先かということで言いますと、やはり市章が先になります。市章の募集ということになります。そして、市章が決まりました後、デザインマニュアルというものを作ってまいります。市章の使い方です。旗として用いる場合にはどうようになるのか、バッチとして用いる場合にはどのようになるのか、あるいは印刷物で用いる場合にはどういう使い方をするのか、市章が決まれば、市の旗、市旗が決まってくるということになります。正確にはそういうことでございます。</p>
丸 上 委 員	<p>要は、この度は市章を選べば良いと、答えはそれで良いのですね。後は、市旗は合併後にここで選ぶのではなくて新市において、どこかの機関で選ぶと、例えば大きさとか基本のベースの色とか、そういったものは新市において決定すると、だからこの協議会では、旗に関しては全く考えなくていいということなのです。</p>
宮 尾 次 長	<p>はい、そういうことになります。旗の部分は、先ほど申し上げましたデザインマニュアルの部分になります。市章が決まれば、そのデザインマニュアルの中で、旗の使い方というものも決まってまいります。それを 11 月 1 日に専決をして決めるということになります。</p>
丸 上 委 員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
平 口 会 長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
< 委 員 >	<p>ありません。</p>
平 口 会 長	<p>だいぶ進んでまいりましたのですが、この会議の終了後に第 1 回の市章候補選考小委員会を開催させていただきたいと存じますので、小委員会委員方には誠に申し訳ございませんが、この場にお残りをいただきたいと存じます。よろしくお願ひい</p>



閉 会	たします。 それでは、これもちまして第31回合併協議会を閉会させていただきます。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。
--------	---

以上、第31回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成16年 6月10日

委 員 竹 本 公 彦

委 員 中 島 勝